大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行について(抜粋) S46, 8, 25 環大企 5

環境庁大気保全局長から各都道府県知事・政令市長あて

第7 緊急時の措置に関する事項

法第23条の効果的な運用をはかるため、都道府県知事および北九州市の長においては、 平素から市町村、関係気象官署、都道府県公安委員会その他関係機関との連携体制を強化 しておくとともに、次の事項をも参考とし、当該地域の実情に即した大気汚染緊急時対策 の実施要領をあらかじめ策定しておくこと等により、緊急時の実態が発生した場合におい て所要の措置が適切に講じられる体制の確立に努められたい。

また、北九州市以外の政令市の長は、都道府県知事に対し、監視測定データの提供を行なうなど都道府県知事の緊急時の措置に必要な協力をされたい。

1 大気汚染の監視測定の場所等について

(1) 今回の改正により、いおう酸化物に加えて、浮遊粒子状物質、一酸化炭素、二酸化窒素およびオキシダントについて緊急時の措置の発令基準が定められた。大気汚染状況の監視測定にあたつては、次によりこれらの汚染物質の特性を考慮し、大気汚染を配慮すべき地域における有効適切な場所に測定点を設定することが必要である。

ア いおう酸化物

いおう酸化物は、その大部分が工場、事業場から排出されるが、広域的汚染物質であるので、測定点は $25 \, \mathrm{km} 2$ あたりに $1 \, \mathrm{か所} \, \mathrm{を標準} \, \mathrm{として設定し、大気汚染が著しい地域は必要に応じ増加することが望ましい。$

イ 一酸化炭素

一酸化炭素は、大部分が自動車から排出されるので、測定点は交通ひん繁な道路または交差点の周辺であつて、人が常時生活し、活動している場所またはこれに近接した場所に設定する。採取口の高さは、おおむね1.5mとする。

ウ 浮遊粒子状物質および二酸化窒素

浮遊粒子状物質および二酸化窒素は、工場事業場および自動車の両方が排出源であるので、測定点は、いおう酸化物および一酸化炭素の測定点に併設する。なお、一酸化窒素および炭化水素については、緊急時の発令対象となつていないが、緊急時の措置をとるうえで参考となるので、併せて測定することが望ましい。

エ オキシダント

オキシダントは、一定の発生源から直接排出されるものではなく、工場、事業 場および自動車から排出される窒素酸化物と炭化水素が大気中で化学反応を起して生ずる ものとされており、従来いおう酸化物等による汚染が著しくはなかつたような郊外地域に もオキシダントによる汚染は及んでいるとされているので、測定点は、この点を考慮して 計画的に設置する。

- (2) 前記(1)の測定点の設定にあたつては、あらかじめ、環境庁に協議されたい。
- (3) 緊急時の措置を講ずるにあたつては、大気汚染の状況を的確に把握するに足りる 測定点の各測定値を総合して判断するものとし、一測定点のみの測定値をもとにして緊急 時の措置を講ずる場合には、近傍の測定点の測定値、移動測定車による測定値、発生源の 分布状況、気象状況等をも参考として特に慎重に判断する。